# 葛飾区災害時飼育動物対策計画

平成27年3月 葛飾区

# 目 次

1.	基本方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2.	対象動	物	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3.	飼育動	物の	現	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4.	被害想	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
<b>5</b> .	飼い主	の責	任	<b>の</b> ,	原	則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
6.	関係機	関の	役	割		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7.	平時に	おけ	る	飼	い	主	^	<b>0</b> )	啓	発	活	動		•	•	•	•	•	•	•	7
8.	同行避	難及	び	避	難	所	に	お	け	る	動	物	の	餇	育		•	•	•	•	8
9.	動物の	一時	保	護		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
10.	負傷動	物の	治	療		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2

## 1. 基本方針

災害時は、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難場所や避難施設等に避難してくることが予想されます。

そのため、負傷したり放し飼いとなった動物の救護や一時保護、動物を同行しての避難のルールづくりなどを行うことにより、公衆衛生の確保や動物愛護に努めるものとします。

葛飾区は、災害時の飼育動物対策の推進を図るため、東京都獣医師会葛飾支部と災害時における飼育動物対策の推進に関する協定を締結しています。

今回、この協定に基づき、東京都獣医師会葛飾支部の協力を受け、災害時における飼育動物救護に関する計画を作成いたしました。

## 2. 対象動物

この計画における飼育動物とは、原則として家庭において一般的に飼育されている犬、猫、小鳥、その他の小動物とします。

## 3. 飼育動物の現況

## (1) 犬

東京都における犬及び猫の飼育実態調査の概要(平成23年度)をもとにした登録の割合から、葛飾区内の推定飼育頭数を算出しました。

登録済	未登録	登録済み	平成 26 年 6 月 1 日	推定総頭数	
と回答	と回答	の割合	現在の登録数		
265 頭	23 頭	92%	15, 442 頭	16,784 頭	

葛飾区内には、約1.7万頭の犬が飼育されていると推計されます。

## (2) 猫

東京都における犬及び猫の飼育実態調査の概要(平成23年度)をも とにした住戸形態別の飼育軒数や平均飼育頭数から、葛飾区内の推定飼 育頭数を算出しました。

	世帯数	飼育軒数 比率	飼育頭数 世帯平均	総飼育頭数 推定	
一戸建	75,864 世帯	12.5%	1.84 頭	17,449 頭	
集合住宅	118,128 世帯	8.9%	1.59 頭	16,716 頭	
その他	603 世帯	0.0%	0.00頭	0 頭	
総数	194, 595 世帯			34, 165 頭	

世帯数は平成22年度国勢調査より

葛飾区内には、約3.4万頭の猫が飼育されていると推計されます。

## 4.被害想定

東京湾北部地震が冬 18 時、風速 8 m/s の条件(火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪のケース)で発生した場合、次のような被害の発生が想定されています。

■東京湾北部地震による主な被害

葛飾区想定震度	震度6強					
全壊・半壊・焼失棟数	全壊・半壊 34,783 棟 焼失 11,114 棟					
主張・十張・焼大保剱	計 4 5 , 8 9 7 棟					
死者・負傷者	死者500人 負傷者5,515人					
避難者人口	200,970人					
避難生活者	130,630人					

(葛飾区地域防災計画より)

葛飾区の人口は約45万人、であり、約29%の人が避難生活を送ることが想定されています。

葛飾区における全世帯数(217,354世帯、平成26年6月1日現在)のうち、避難が必要と思われる全壊、半壊、焼失棟数の合計割合(約21%)から、飼育世帯のうち犬は3,544頭、猫は7,214頭(合わせて約1.1万頭)の飼育動物の避難を想定します。

葛飾区における全世帯数	2 1 7, 3 5 4 世帯
飼育動物数	犬 16, 784 頭・猫 34, 165 頭
全壊・半壊・焼失棟数	45,897棟
被害割合	2 1. 1 1 6 %
避難が必要な飼育動物	犬 3,544 頭・猫 7,214 頭※

※全壊、半壊、焼失棟の全てで犬と猫をともに飼育しているわけではないと考えられるが、今回は被害割合から推計される最大値を想定した。

## 5. 飼い主の責任の原則

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(環境省告示)は、飼い主の 責務として、緊急時対策を定めています。

すなわち、地震等の災害が発生した場合、どのような緊急措置をとるの かあらかじめ飼い主自らが決めておくとともに、ケージ(移動用の容器)、 非常食の準備など避難に必要な準備は飼い主がまず行うこととしています。

そこで動物の飼い主は、その責任を果たすため、以下のことに努めるものとします。

- ① 避難用のケージを用意し、日頃より飼育する訓練を行うこと。
- ② 飼育動物用のペットフードや水、衛生用品については、少なくとも 5日分(できれば7日分以上が望ましい)備蓄すること。
- ③ 避難生活時は他の飼育動物と集団で飼育されるため、そのしつけを行うこと。
- ④ 災害により自ら飼育できなくなることを想定して、一時的な預け先 の確保に努めること。
- ⑤ 鑑札、マイクロチップなどによる身元表示を平常時から行うこと。
- ⑥ 定期的に予防接種を受け、感染症の予防に努めること。とりわけ、 法律により義務付けられている狂犬病予防注射については、必ず受け ること。

#### (参考) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成14年環境省告示第37号1

最終改正:平成25年環境省告示第82号

## 第3 共通基準

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、 火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先 における適正な管理が可能となるための<u>移動用の容器、非常食の用意</u> 等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したとき は、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に 努めるとともに、避難する場合には、できるだけ<u>同行避難</u>及びその家庭 動物等の<u>適切な避難場所の確保</u>に努めること。

## 6. 関係機関の役割

平時については、負傷動物の保護、逸走した犬の収容は、東京都動物愛 護相談センターが実施しています。

しかし、災害時には、負傷した動物や放し飼い状態の動物が多数生じる ため、東京都動物愛護相談センターだけで対応することは困難と思われま す。

そこで葛飾区は東京都と連携し動物の保護、救護活動を行うものとします。

## (1) 東京都の役割

東京都は、東京都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救護本部」を支援するほか、東京都動物愛護相談センターが中心となって、「動物保護班」「動物医療班」を編成し、葛飾区の要請に応じて被災地に派遣し、負傷動物の保護や搬送、動物医療などを行います。

### (2) 葛飾区の役割

葛飾区は公衆衛生の確保や動物愛護の観点から、東京都と連携し、動物の救護や一時保護のための臨時の施設を設置します。

また、発災直後における動物病院の開設状況を把握し、区民に情報提供します。

さらに、飼い主とともに避難した動物の避難所における適正飼育や、 衛生環境の維持などの指導を行います。

## (3) 東京都獣医師会葛飾支部の役割

東京都獣医師会葛飾支部は負傷動物の治療のために診療施設を開き、 葛飾区が設置する施設運営への協力するものとします。

## 7. 平時における飼い主への啓発活動

## (1)活動方針

避難所における飼育動物をめぐる事故やトラブルを防止するとともに、 飼い主が不詳となる動物をつくらないためには、飼い主に対する啓発活 動が重要です。

そこで、葛飾区は東京都獣医師会葛飾支部と連携して、飼い主に対する啓発活動を行います。

## (2) 事業計画

- ① 「広報かつしか」に定期的に特集記事を掲載
- ② 葛飾区のホームページへの掲載
- ③ 啓発用のチラシの作成 (保健所、動物病院、狂犬病予防接種集合接種会場などでの配布)
- ④ 防災訓練での啓発活動
- ⑤ 講演会・講習会の実施

## 8. 同行避難及び避難所における動物の飼育

#### (1)活動方針

飼育動物は飼い主にとっては家族同様であり、動物の安全確保のため にも、飼い主自らが避難する場合は、同行することが原則となっていま す (同行避難)。

反面、避難所の利用者の中には動物アレルギーを持つ人や動物が苦手な人、また衛生上の理由などから動物と共に生活をすることに対して抵抗感を感じる人もいます。

そこで、葛飾区は飼い主に対しては同行避難にあたって必要な準備や 注意点の周知、また避難所の運営者に対しては避難所における動物飼育 の留意点を示すことで、同行避難対応への合意形成やルール作りを支援 します。

また発災後については、葛飾区は各避難所における動物の健康状態や飼育状況を把握し、適正飼育の指導を行うものとします。

## (2) 事業計画

- ① 飼い主へ同行避難に関する啓発を行う。
- ② 避難所における飼育のガイドラインを示す。

ガイドライン項目例

- ・避難所での飼育場所について
- ・避難所での管理について
- ・飼育動物管理組織作りについて
- ③避難所における動物飼育状況の把握、支援を行う。
- ④在宅避難者が飼育する動物についても把握、支援を行う。

## 9. 動物の一時保護

### (1)活動方針について

飼い主から離れ逃げ出した状態(逸走状態)になった動物や負傷した動物の保護については、東京都が中心となって実施することになっています。

しかし、発災後は保護対象となる動物が一時的に大量に発生することが想定されるため、葛飾区では東京都による保護への繋ぎの施設として、 災害時動物保護施設を設置します。

なお保護する動物は、原則として飼育動物とします。

## (2) 設置箇所数について

当初は1か所の設置としますが、被災状況等を勘案して設置個所を増 設します。

阪神・淡路大震災で兵庫県が受入れた割合から推定すると、 葛飾区では犬は48頭、猫は46頭となりますが、被害の割 合は約4倍となっておりますので、実際は犬は206頭、猫 は198頭と推定されます。

	兵庫県	葛飾区			
知本語粉の相会	犬 80,154頭	犬 16,784頭			
飼育頭数の想定	猫107,036頭	猫 34,165頭			
世帯数	1, 193, 159棟	217, 354棟			
被害住宅数	58,940棟	45,897棟			
被害割合	4.940%	21.116%			
震災時最大受入飼育数	犬 230頭	犬 206頭			
辰	猫 145頭	猫 198頭			
飼育頭数に対する受入	犬 0.287%	犬 1.227%			
の割合	猫 0.135%	猫 0.579%			

※出典:兵庫県の数字は「兵庫県南部地震動物救援本部活動 の記録」より

## (3) 地震前の対策について

#### ①設置場所検討について

動物の保護施設を設置するには、周辺への影響や動物の逸走対策などを考慮する必要がありますが、都立公園や規模の大きい区立公園については既に避難場所になっており、避難者が避難していることが考えられます。また、その後もがれき置場などの利用が想定されています。

そこで既に動物を飼育していたり、設備などによりオープンスペースが少ない葛飾区の施設や区立公園に設置することとします。

### ②物資調達について

葛飾区は必要な物資を用意するため、平時より物資の提供が可能な協定団体と災害時の取り決めを行うとともに、新たな団体とも協定を結ぶべく調整を行います。

## (4) 地震直後の応急対策について

①設置時期について

葛飾区は発災後3日目を設置目標として準備を進めます。

### ②設置期間について

葛飾区の場合は、東京都による保護への繋ぎの施設であるため、基本的には短期となることが想定されます。そこで設置期間はおおむね 1か月程度とし、必要に応じて延長します。

## ③事業内容について

事業内容については次のとおりとします。

- ・逸走状態の動物の一時保護及び飼い主の調査
- ・保護した動物の飼育及び治療
- ・東京都への引き渡し
- ・飼い主による飼育の継続が困難な動物の一時保護

## ④運営方法について

発災当初、葛飾区は施設の開設に必要な資器材等を用意するほか、 運営にあたっては獣医師会葛飾支部の支援を受けるものとします。

その後は、獣医師会葛飾支部、区内の動物愛護推進員、一般ボランティアなどの協力を得て運営するものとします。

運営が長期間に及ぶ場合は、最終的にはNPOへの委託を含めて検 討していきます。

## 運営の流れ

	発災→3日目 → 1週間程度 →1か月程度→
区	施設の開設・運営
獣医師会	運営支援運営
動物愛護推進員 ボランティア	運営
NPO	運営委託

## ⑤物資の用意

葛飾区は必要な物資を用意し、災害時動物保護施設へ供給します。

## 10. 負傷動物の治療

#### (1)活動方針について

災害により多くの動物が負傷することが想定されます。

そこで、発災直後の応急手当については既存の動物病院のうち、診療が可能な動物病院は開設し、その情報を葛飾区が集約することで、問い合わせがあった区民へ情報提供することとします。

## (2) 地震前の対策について

①応急手当協力動物病院

葛飾区は東京都獣医師会と協定を結び、東京都獣医師会葛飾支部の 動物病院に対して活動の協力を求めるものとします。

また東京都獣医師会葛飾支部以外の葛飾区内動物病院に対し、計画を説明し、応急手当協力動物病院の拡大を図ります。

## (3) 地震直後の応急対策について

①応急手当協力動物病院の開設について

動物病院開設者は施設などの安全を確認したのち、応急手当協力動物病院として可能な限り開設し獣医療活動を行うものとします。

#### ②活動期間について

発災直後の応急手当が対象なことから、応急手当協力動物病院としての活動期間は短期間とし別に定めます。

## (4) 費用負担について

応急手当協力動物病院における治療費については、原則として飼い主 の負担とします。

ただし、やむを得ない事情により応急手当協力動物病院が治療にあたって使用した医薬品等物品の費用の徴収が出来なかった場合は、応急手 当協力動物病院からの請求により葛飾区が負担します。